

# 農家負担金軽減支援対策事業のご案内

## 1. 地域生産基盤保全強化支援事業【利子助成】

令和7年度新規

国の補助を受けて実施された土地改良事業等※の実施地区において、要件を満たすことが確実と見込まれる地区に対して、保全強化支援計画に従って、受益者負担金の償還利子相当額の5/6を限度として助成

※担い手育成農地集積事業（公庫の無利子貸付）の対象事業を除く。

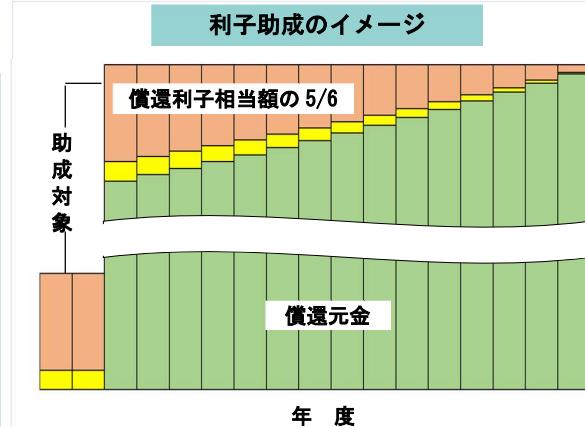
### 採択要件（1～4のいずれかに該当）

1. 目標年度までに、担い手農地利用集積率が以下のとおり増加すること。

採択時	目標
80%未満	10ポイント以上増加*
80～90%未満	5ポイント増加
90～95%未満	95%以上
95～100%未満	シェア増加
100%	維持

\*目標集積率60%未満は採択しない。

2. 目標年度までに、高収益作物※の生産額がおおむね20%以上増加すること。  
※ 高収益作物とは、主食用米と比べて面積当たりの収益性が高い作物（野菜、花き・花木、果樹など）をいう。
3. 輸出事業計画の認定規程に基づき認定された輸出事業計画との連携が図られること。
4. 先端的な技術を活用した生産方式との適合が図られること。



借入額が多ければ利子が大幅に軽減！

県営事業において、54百万円を6年間（合計3億24百万円）2.05%、17年償還（うち据置2年）で借り入れた場合の最終償還までの負担額

償還利子額 69百万円  
△利子助成額 57百万円  
実質利子負担額 12百万円

## 2. 農地有効利用推進支援事業【利子助成】

農地耕作条件改善事業を実施し、担い手への農地利用集積率が8割以上となる地区に対して、農地利用推進計画に従って利子助成

採択時	目標
80%未満	80%以上
80～100%未満	シェア増加
100%	維持

※採択時の集積率80%以上の地区が対象に追加

- (1) 受益者負担金の償還利子相当額の5/6を限度として助成【事業費助成型】
- (2) 農地中間管理機構が農地の出し手（所有者）に対する賃料の一括前払に必要な借入資金に係る償還利子相当額を助成【一括前払助成型】

なお、災害時に利用できる災害被災地域土地改良負担金償還助成事業【利子助成】、土地改良法に基づく土地改良事業等に利用できる水田・畑作経営所得安定対策等支援事業【無利子貸付】もあります。

お問い合わせは、群馬県土地改良事業団体連合会 総務部総務課（TEL027-251-4105）まで。